

10月1日国勢調査実施

問合せ 庶務課 ☎(43) 1111 内線236

▼国勢調査とは

国勢調査は、統計法に基づき、日本に住んでいるすべての人、世帯を対象として実施する国の最も重要な統計調査です。調査結果は、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、災害時に必要な物資を備えたり、コンビニエンスストアの出店計画に利用されたりするなど、私たちの生活の身近なところに役立てられています。

▼調査の流れ

①9月20日(土) から 28日(日) までの期間で調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布します。調査の趣旨などの説明は原則、世帯の皆さんと調査員ができる限り対面しないインターホン越しで行い、調査書類を郵便受けやドアポストに入れて配布します。

※調査書類配布期間から1週間を過ぎてもお手元に調査書類が届かない場合は、担当までご連絡ください。

②回答は原則、インターネット回答または郵送(紙調査票)によりお願いします。

インターネット回答期間▶9月20日(土)～10月8日(水)

郵送(紙調査票)での回答期間▶10月1日(水)～10月8日(水)

※調査員による回収を希望する場合は、調査員が訪問した際にお伝えください。また、不在などで調査書類を郵便受けなどにより受け取った場合で調査員による回収を希望する人は、市へご連絡ください。

▼個人情報 は 厳格に保護されます

統計法では、調査項目に回答する義務を定めています。なお、調査に従事する人には、守秘義務が課せられており、また、インターネット回答における通信は、すべて暗号化(SSL/TLS方式)され、個人情報は厳格に保護されますので、安心してご回答ください。

▼国勢調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください！

- 国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- 国勢調査をよそおった不審な訪問者や不審な電話、電子メール、ウェブサイトなどにご注意ください。不審に思った際は、速やかに市または国勢調査コンタクトセンターにお知らせください。
- 調査員は、その身分を証明する「**国勢調査員証**」を携帯しています。

国勢調査コンタクトセンター ☎0570 (02) 5901

IP電話の場合 ☎03 (6628) 2258

設置期間▶9月16日(火)～11月7日(金) (土曜、日曜、祝日も利用できます)

受付時間▶9:00～21:00(土曜、日曜、祝日も利用できます)



▲国勢調査 2025
キャンペーンサイト

コミュニティセンター後期講座

9月7日(日)から電話またはコミュニティセンター窓口で受付します。

講座名	曜日・回数	時間	定員	費用
スマホ初心者教室 スマホの基本的な使い方を楽しく学ぼう！	毎週金曜日(全25回) ※1月2日を除く。	10:00～ 12:00	12人	1,000円/回
スマホ活用 火曜教室・金曜教室 スマホをもっと便利に使いたい！ セキュリティに関する疑問などにお答えするスマホ活用教室！	毎週火曜日(全25回) ※12月30日を除く。 毎週金曜日(全25回) ※1月2日を除く。	13:00～ 15:00	各12人	1,000円/回
健康とリラックスのための呼吸法 どなたでも参加できます。椅子を補助として利用する呼吸法を体験しよう！	毎週水曜日(全24回) ※10月29日、 12月31日を除く。	15:40～ 16:40	40人	1,600円/月
自習室	小学生から大学生は無料でボランティア相談室の空き時間を利用できます。			

問合せ コミュニティセンター ☎(43) 9390

令和 6 年度幸手市のごみ量

…「混ぜればごみ 分ければ資源」…

問合せ 環境課 ☎(48) 0331

ごみ減量化および資源リサイクルは、市民のみなさんのご協力なしではできません。「未来のためにできること」を考え、「混ぜればごみ 分ければ資源」を合言葉に、みなさんのご協力をお願いします。



家庭からでたごみ

単位(t)

ごみの種類	令和 6 年度	令和 5 年度
燃やせるごみ	7,737	7,897
燃やせないごみ	559	559
粗大ごみ	622	603
資源ごみ	2,679	2,774
排出量	11,597	11,833



事業所からでたごみ

単位(t)

ごみの種類	令和 6 年度	令和 5 年度
燃やせるごみ	1,918	1,982
燃やせないごみ	1	3
粗大ごみ	17	28
資源ごみ	16	17
排出量	1,952	2,030



市全体のごみ排出量 13,549t

(令和 5 年度は 13,863 t)

どうやって処理するの？ ※()前年度。

燃やせるごみ

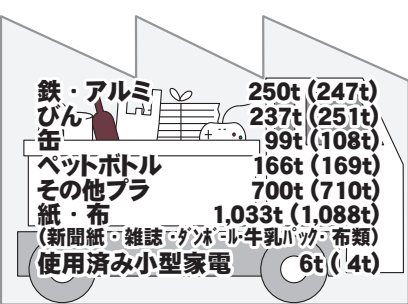
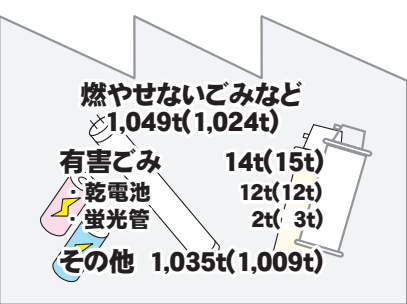
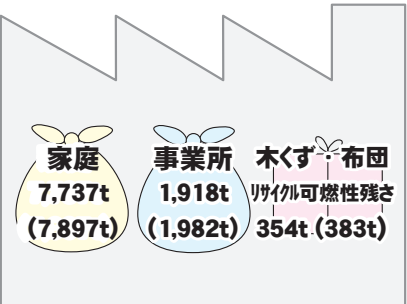
杉戸町環境センターで焼却処理します。

燃やせないごみなど

破碎、埋立処分および処理委託をしています。

資源物・有価物

処理先へ売却します。



野外焼却(野焼き)の禁止

野外(庭や空き地、ドラム缶など)における廃棄物(ごみ)の焼却は、ビニール類はもちろんのこと、家庭で発生するごみ(紙類や庭木のせん定くずも含む)であっても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の違反行為になります。廃棄物の焼却は、ダイオキシン類の発生の原因となるほか、焼却に伴う煙、悪臭、飛灰などにより生活環境を悪化させることになります。違反した場合、**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下の罰金**(法人に対しては3億円以下の罰金)またはその両方が科せられる場合があります。

例外的に認められてるもの

- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
 - 稲わらの焼却など、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
 - 埼玉県生活環境保全条例の処理基準に適合した焼却炉での焼却
 - 落ち葉焚きや焼き芋など、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却
- ※煙や悪臭がひどく、苦情があった場合は、認められないことがあります。



問合せ 環境課 ☎(48) 0331